

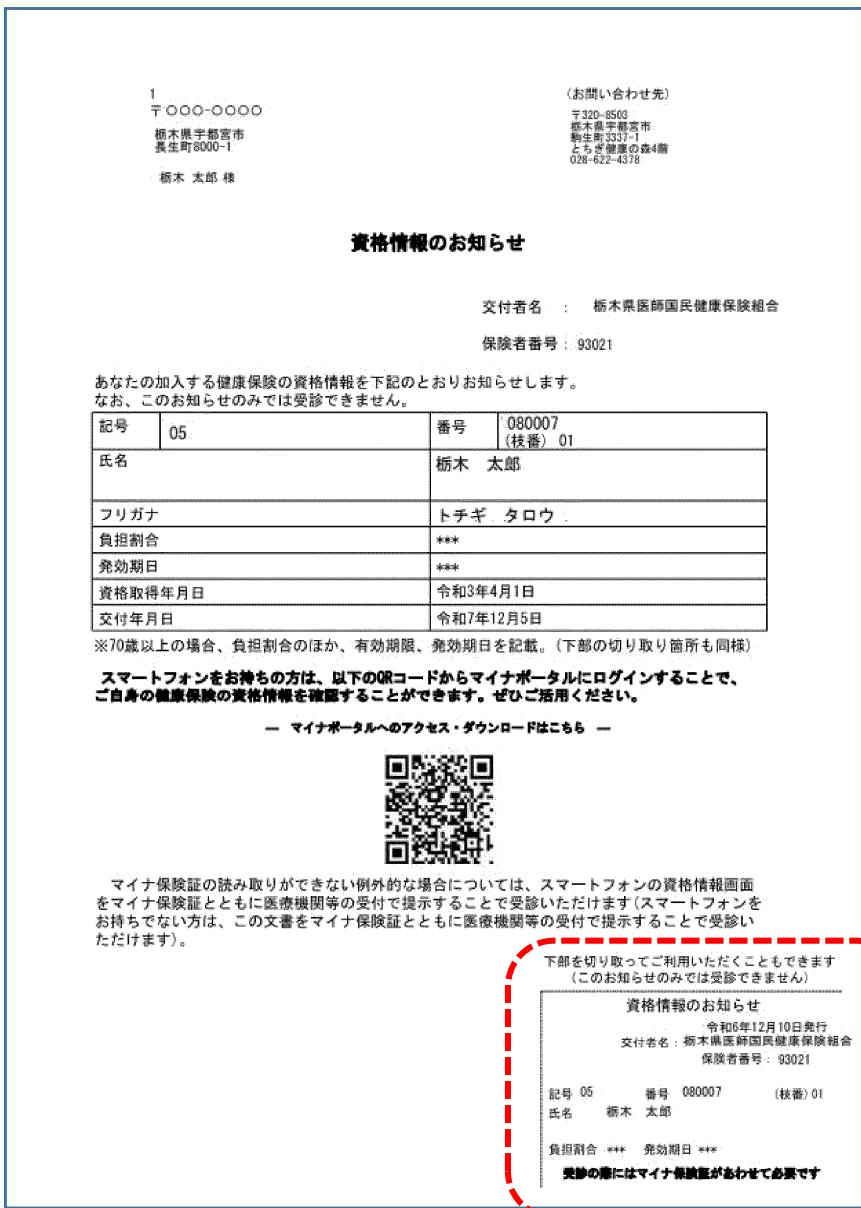
「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」について

「資格情報のお知らせ」とは、マイナ保険証をお持ちの方が、ご自身の資格情報（記号・番号・枝番・氏名・適用年月日・交付年月日・保険者名等）を把握できるよう交付されるものです。

なお、通常はマイナ保険証のみで受診できますが、医療機関のネットワークや機器の不具合等でオンライン資格確認ができないときは、窓口で提示を求められる場合があります。

※届きましたら、右下(赤枠)の部分を切り離し、マイナ保険証と一緒に保管することをお勧めします。

「資格情報のお知らせ」のイメージ



【サイズ等】 普通紙・A4判サイズ

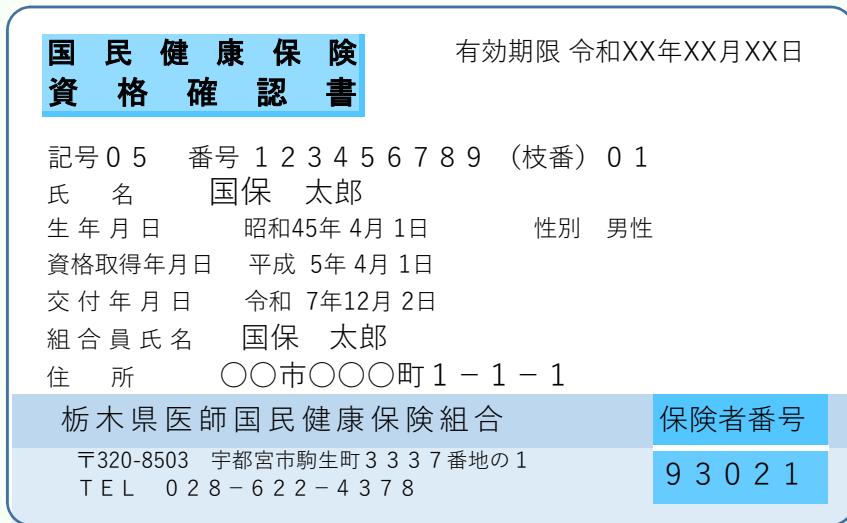
【発行時期】 令和7年10月6日現在の資格情報を基に、令和7年11月7日に一斉交付。

【有効期限】 有効期限は特に設けません。

ただし、70歳を迎える方や70～75歳未満の方で所得の増減等により負担割合が変更となる場合は、新たな負担割合を記載したものを改めてお送りします。

「**資格確認書**」とは、マイナ保険証をお持ちでない方に交付されるもので、医療機関の窓口に提示することで、従来の保険証と同様に医療を受けることができます。

「資格確認書」のイメージ



【サイズ等】 現行の被保険者証同様、プラスチック製のカード型です。

【発行時期】 令和7年10月6日現在の資格情報を基に、令和7年11月7日に一斉交付。※5年更新。

【有効期限】 令和12年12月1日まで

※70歳以上でマイナ保険証をお持ちでない方へは別途「高齢受給者証(負担割合表記)」を発行いたします。

留 意 事 項

- (1) 11月7日に一斉交付する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は、令和7年10月6日現在の資格情報を基に作成しております。そのため、住所・氏名の変更等、異動に関する届出をされていても、一旦は10月6日現在の資格情報が記載されたものが届いてしまいますのでご了承願います。
- (2) 12月2日以降も、住所・氏名の変更があった場合には、これまで同様「届書」の提出が必要です。もし、「届書」の提出が漏れている場合、オンライン資格確認ができない可能性がありますので、くれぐれも提出漏れのないようお願いいたします。